

No.17 非公開会議の廃止について

【提案趣旨】

議会基本条例に沿って、現在の代表者会議等を公開型へ見直すか、もしくは廃止してはどうか。

【関係規定】

議会基本条例

(会議等の公開)

第16条 議会は、開かれた議会運営に資するため、会議等を原則として公開する。

2 議会は、本会議の会議録及び委員会の議事録等の記録を作成し、公開する。

3 議会は、会議等で用いた資料を積極的に公開する。

地方自治法

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（中略）に関する調査を行うことができる。略。

2～11 略

12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

13～20 略